

平成21年5月22日

各県立学校長 様

教育委員会事務局
人材政策室長

県立学校職員（外国語指導助手を含む）の国内出張等について（変更）

県立学校職員（外国語指導助手を含む）の出張等については、平成21年5月18日付け事務連絡にて、新型インフルエンザの発生地域への出張については原則として自粛を要請するとともに、職務外での発生地域への旅行についても注意喚起を行っているところですが、国の新たな基本的対処方針を踏まえ、その取扱いを下記のとおり変更しますので、職員へ周知願います。

記

患者や濃厚接触者が活動した地域等及び感染者発生国に出張及び職務外での旅行を行う場合については、その必要性等を十分勘案することとし、旅行中は人混みをなるべく避けるとともに、手洗い、混み合った場所でのマスク着用など十分な感染防止対策をとること。

※ 患者や濃厚接触者が活動した地域等とは、厚生労働省の発表によるものとします。

○厚生労働省のホームページ

新型インフルエンザ対策関連情報

<http://www.mhlw.go.jp/kinkyu/kenkou/influenza/090520-04.html>

事務担当：人材政策室

県立学校人事グループ

眞 崎 俊 明

電話 059-224-2956